

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針および対応について

(6月1日更新)

新潟食料農業大学
学長 渡辺 好明

本学では、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、「感染しない・させない」「すべての学生・教職員および地域住民を守る」の原則に基づき、感染防止と教育・研究活動、学生生活の充実の両立に向けたきめ細かい取り組みを実践しています。

4月12日(月)から対面方式による前期授業を開始しましたが、各種ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、またゴールデンウィーク期間における感染リスクを想定したさまざまな対策を講じながら、現在まで対面授業を継続することができています。学生・教職員、保護者の皆様には、多くの制約をお願いする中で、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えながら教育・研究活動を進行できていることをご報告するとともに、多大なるご支援・ご協力に心から感謝申し上げます。

さて、5月28日には1都2府7県において“緊急事態宣言を延長”することが決定され、また感染拡大が見られる地域では引き続き“まん延防止等重点措置”が実施されるなど、全国的な感染拡大状況は上げ止まりの状況が続いています。新潟県においても特別警報が継続され、県境をまたぐ移動の自粛を呼びかけるとともに、感染拡大が確認された具体的な場면을例示し、適切な行動をとるよう注意喚起しています。

こうした状況の中、本基本方針では6月30日(水)までを当面の期間として、新潟県外との不要不急の往来について引き続き原則禁止とし、併せて6月20日(日)までを『感染防止強化期間』と定め、学内における感染防止への取り組みを強化・徹底することとしています。

若者への感染が多く確認される変異株による感染者数が増加し、またワクチン接種の普及にはまだまだ時間を要する状況で、学生・保護者の皆様、教職員の皆様には、多くの制限・制約をお願いすることになりますが、是非、本基本方針についてご理解いただき、一人ひとりが適切な行動・対応をとるようお願いいたします。併せて、学生・教職員の皆様には、同居家族等を含め、体調不良や感染不安を感じた場合は、通勤・通学せず、速やかに報告いただくよう重ねてお願いいたします。

1. 基本方針および対応に関する対象期間について

- 2021年6月1日(火)～6月30日(水)までを期間とします。
- ただし、期間内においても感染拡大の状況や政府および新潟県等の動向により随時変更することとし、その内容は本学ホームページに掲載します。

2. 2021 年度前期授業の実施方法について

- 2021 年度前期授業の実施方法は、原則として対面方式で実施します。
- 対面方式の授業実施・受講に際しては、「授業実施運営ガイドライン」を遵守してください。
- ただし、感染防止上、必要と判断された科目等については Microsoft Teams によるオンライン方式で実施します。
- 大学関係者による陽性者の発生時等、必要と判断された場合は科目を問わず Microsoft Teams によるオンライン形式での授業に切り替える場合があります。

3. 感染防止強化期間について

(1) 感染防止強化期間の設定について

- 5月24日(月)～6月20日(日)までの期間を『感染防止強化期間』とし、以下の取り組みを強化します。
 - ① 本基本方針および各種ガイドラインに基づく感染防止策の再周知・徹底
 - ② 3密回避の徹底および一部活動の制限
 - ③ 大学入構時の検温、食堂利用、3密回避に係る教職員による学内巡視
 - ④ 多人数が触れる箇所(ドアノブ、エレベーターボタン、自販機、券売機、証明書発行機等)の消毒の徹底
- 学生・教職員においては、本基本方針および対応について遵守するとともに、『授業実施運営ガイドライン』ならびに『施設利用およびスクールバス利用ガイドライン』に基づき、大学からの指示に従って、感染防止策を徹底してください。

(2) 学内滞在時間の短縮について

- 学内滞在可能時間は19時までとし、滞在時間の延長は認めません。

(3) 学友会所属のクラブ・サークル活動について

- 本基本方針「7.(1)学友会所属のクラブ・サークル活動について」で定める所定の手続きにより、学生委員会が許可した活動に限り、クラブ・サークル単位での活動を認めます。
- ただし、新潟県外ならびに感染拡大が見られる地域(新潟県内含む)での活動は禁止します。
- また、感染防止が十分ではないと判断される行動等が確認された場合は、大学指示により活動を停止します。

(4) 指定強化クラブ・活動支援クラブの活動について

- 本基本方針「7.(2)指定強化クラブ・活動支援クラブの活動について」で定める所定の手続きにより、新型コロナウイルス感染症対策本部が許可した活動に限り、クラブ単位での活動を認めます。
- ただし、感染防止が十分ではないと判断される行動等が確認された場合は、大学指示により活動を停止します。

(5) 地域活動・ボランティア活動について

- 地域連携プロジェクトとして実施される課外活動を含む、地域活動・ボランティア活動につい

は、活動予定日の1週間前までに担当教員（担当教員が配置されていない場合は代表学生）より「活動計画書」を新型コロナウイルス感染症対策本部に提出し、同本部が許可した活動に限り活動を認めます。

- ただし、不特定多数との接触や対話を伴う活動、3密の回避が困難な環境での活動および新潟県外ならびに感染拡大が見られる地域（新潟県内含む）での活動は禁止します。
- また、感染防止が十分ではないと判断される行動等が確認された場合は、大学指示により活動を停止します。

(6) アルバイトについて

- アルバイトを行う際は、“新しい生活様式”に沿った感染防止に努めた上で実施してください。
- ただし、接待を伴う飲食業やライブハウスなど安全性を確保することが難しいと考えられる業種や“新しい生活様式”を実践することが難しいと思われる環境でのアルバイト活動は自粛してください。

4. 感染リスクの高い行動の自粛について

本学では、感染リスクの高い行動として、“3つの密に該当する環境での滞在”や“同居家族を除く5人以上での会食”、“複数名でのカラオケ”、“大声での対話”などを、本学作成の「行動チェックシート」に具体的に例示し、可能な限りこれら行動・環境を避けることを求めています。

併せて、政府が提示する“感染リスクが高まる5つの場面”に基づき、感染リスクの高い行動を避けるよう求めています。

以下の事項を確認の上、感染リスクを感じた場合は、速やかに胎内キャンパス事務局(0254-28-9855)まで連絡（※土日・祝日、勤務時間外など職員不在時はメール連絡）してください。

- UNIPA またはメールにて案内している「行動チェックシート」を必ず確認・保管するとともに、以下の URL にて、感染リスクが高まる「5つの場面」を確認してください。
[>> 感染リスクが高まる「5つの場面」](#)
- 「行動チェックシート」および感染リスクが高まる「5つの場面」で例示されている行動等を確認し、可能な限りそれら行動・環境は避けるようにしてください。
- 感染リスクを感じる場面に遭遇した場合は、速やかに事務局(0254-28-9855)まで連絡してください。詳細を確認・聞き取りの上、対応について指示します。
- その他、不明点や判断に迷うことがあれば、事務局の担当部署まで問い合わせください。
[学 生] 胎内キャンパス学務課 電話：0254-28-9855 E-mail：gakumu@nafu.ac.jp
[教職員] 胎内キャンパス総務課 電話：0254-28-9855 E-mail：soumu@nafu.ac.jp

5. 都道府県をまたぐ移動の制限について

- 6月30日（水）までを当面の期間として、新潟県を除くすべての都道府県を『感染拡大の恐れがある地域』として指定し、不要不急の往来を原則禁止します。
- 特に『緊急事態宣言(県独自のものも含む)』が発出中の都道府県および『まん延防止等重点措置』が適用されている都道府県への移動は、厳に控えてください。
- また、新潟県内においても変異型ウイルスを含む感染が拡大していますので、不要不急の移

動は避けてください。

- 帰省や就職活動等のやむを得ない理由により新潟県外との往来が必要な場合は、以下の手順に従って届出・報告してください。

【新潟県外との移動に係る届出・報告について】

- ① 新潟県外へ移動する際は、移動日の1週間前までに本学所定の書式にて、日程・訪問先・活動予定等を届出ください。
 - ② 滞在中に感染リスクを感じる行動・場面に遭遇した際は、速やかに事務局へ報告の上、本学所定の「行動チェックシート」をメールにて提出してください。
 - ③ 新潟県外から新潟県へ移動する際は、移動日の前日に本学所定の「行動チェックシート」の指定項目を記入の上、メールにて提出してください。
 - ④ また、新潟県外から新潟県へ移動後は、速やかに本学所定の書式に滞在先での行動履歴を記入の上、メールにて提出してください。
- 上記の届出・報告内容等に基づき、『感染リスクの高い行動』が確認された場合は、大学への来学を禁止し、大学が指定する医療機関にてPCR検査を受検（大学経費補助）して頂きます。なお、事情により指定医療機関でのPCR検査の受検が困難な場合は、移動後14日間は自宅待機の上、健康チェックシートによる健康観察を行います。（14日間ルール）
 - また、新潟県外への移動の有無や滞在エリア等に関わらず、「行動チェックシート」および感染リスクが高まる「5つの場面」に例示された行動や“感染リスクを感じる場面”に遭遇した場合は、速やかに事務局(0254-28-9855)まで連絡（※土日・祝日、勤務時間外など職員不在時はメール連絡）してください。詳細を確認・聞き取りの上、対応について指示します。
 - 新潟県外から移動してきた方との接触についても、新潟県への移動後14日間は可能な限り避けてください。
 - 海外渡航については、引き続き禁止します。
 - その他、不明点や「やむを得ない往来」等に関して判断に迷うことがあれば、事務局の担当部署まで問い合わせください。

[学 生] 胎内キャンパス学務課 TEL：0254-28-9855 E-mail：gakumu@nafu.ac.jp

[教職員] 胎内キャンパス総務課 TEL：0254-28-9855 E-mail：soumu@nafu.ac.jp

6. 感染しない・させないための対応について

新型コロナウイルス感染症は、いつでも・誰でも感染するリスクがあります。

学生・教職員の皆さんには、自身の感染を防止することはもちろん、自身が大切な誰かに感染させてしまう可能性があることを自覚し、以下の事項を厳守してください。

(1) 新潟県警報発令に伴うお願いについて

- 以下のリンクから新潟県ホームページ「警報継続に伴うお願い」を確認の上、記載内容に基づき、慎重な行動をとるよう心掛けてください。
- 併せて、新潟県が示す「感染拡大場面別 注意喚起」を確認し、記載のある注意事項等を厳守してください。

【新潟県ホームページ 新型コロナウイルス感染症関連情報】

>> 新潟県警報継続に伴うお願いは[こちら](#)

>> 感染拡大場面別 注意事項は[こちら](#)

(2) 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用について

- すべての学生・教職員は、厚生労働省が提供するスマートフォン向けのアプリ（通称：COCOA）をインストールし、利用してください。
- まだインストールされていない方は、必ずインストールしてください。
- 陽性が確定された場合は、同アプリにて陽性登録するようお願いいたします。

【アプリのインストール】

Google Play は[こちら](#) App Store は[こちら](#)

(3) 日常生活の注意事項の厳守について

- 手洗い、うがい、外出時のマスク着用を徹底してください。
- 複数名で食事する際は、可能な限り会話を控え、会話時にはマスクを着用してください。
- 不用意に人に触れないようにしてください。また、誰かに触れる前後には必ず手を洗うようにしてください。
- 不要不急の外出は厳に控えてください。
- 特に不特定多数が接触する恐れが高く、「1. 換気の悪い密閉空間」、「2. 多数が集まる密集場所」、「3. 間近で会話や発声をする密接場面」が想定される環境は絶対に避けてください。
- クラスター発生が確認されている、「会食や飲み会、コンパ」、「カラオケ」、「多人数での集団旅行」は厳に自粛してください。
- “3つの密に該当する環境での滞在”、“同居家族を除く5人以上での会食”や“複数名でのカラオケ”、“大声での対話”、その他感染リスクの高い行動をした人との密な接触等、「行動チェックシート」および感染リスクが高まる「5つの場面」に例示された行動や“感染リスクを感じる場面”に遭遇した場合は、速やかに事務局(0254-28-9855)まで連絡（※土日・祝日、勤務時間外など職員不在時はメール連絡）してください。詳細を確認・聞き取りの上、対応について指示します。

(4) 日々の健康管理の徹底について

- 各自、体温計を必ず用意してください。
- 健康状態のセルフチェックのためにも、毎朝・夕の検温を必ず行い、本学所定の「健康チェックシート」にて日々の健康状態を記録してください。必要に応じて提出を求める場合がありますので、日常習慣として徹底してください。
- 発熱や咳、風邪症状、倦怠感、味覚・嗅覚の異常などが見られた場合、また感染者との濃厚接触が疑われる場合は、「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談してください。

【新潟県新型コロナ受診・相談センター】

電話：025-256-8275（土日・祝日含む毎日24時間対応）

※ 相談・受診方法等は、[新潟県ホームページ](#)にてご確認ください。

- 併せて事務局学務課（0254-28-9855）まで必ず連絡（※土日・祝日、勤務時間外など職員不在時はメール連絡）の上、通勤・通学を中止してください。

- 体調不良や感染者との濃厚接触の疑いがある場合は、症状等を聞き取りの上、必要に応じて自宅待機（学生の場合は公欠扱い）とし、対応について指示します。

(5) 教育研究活動に関する行事・イベント等への参加について

- 不特定多数が参加する行事・集会・イベント等への参加は、感染リスク等を踏まえ、慎重に行動してください。
- 特に『緊急事態宣言(県独自のものも含む)』が発出中の都道府県および『まん延防止等重点措置』が適用されている都道府県への移動を伴う活動は、厳に控えてください。
- “3つの密に該当する環境での滞在”、“同居家族を除く5人以上での会食”や“複数名でのカラオケ”、“大声での対話”、その他感染リスクの高い行動をした人との密な接触等、「行動チェックシート」および感染リスクが高まる「5つの場面」に例示された行動や“感染リスクを感じる場面”に遭遇した場合は、速やかに事務局(0254-28-9855)まで連絡（※土日・祝日、勤務時間外など職員不在時はメール連絡）してください。 詳細を確認・聞き取りの上、対応について指示します。
- なお、教育研究活動に伴い新潟県外への移動が必要な場合は、所定の手続きに従い、事前届出・行動チェックシートの提出・行動履歴の報告を必ず行ってください。

(6) 教職員の勤務上の留意事項について

- 執務場所の分散、オンラインシステムによる会議の実施、テレワークの活用等、引き続き感染防止に努めます。

7. クラブ活動、アルバイト活動等について

- ✓ 『感染防止強化期間』における活動等については、
本基本方針の「3. 感染防止強化期間について」を必ず確認してください。

(1) 学友会所属のクラブ・サークル活動について

- 活動を希望するクラブ・サークルは、以下の手順に基づき、感染防止対策が十分に確保されていると認められる活動についてクラブ・サークル単位での活動を認めます。
- 活動を希望する場合は、事前に事務局学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。

【申請手続について】

- ① 活動開始予定日の1週間前までに、顧問が配置されている場合は顧問および代表学生の連名にて、配置されていない場合は代表学生にて、感染防止対策を含む「活動計画書」を作成の上、事務局学務課まで提出してください。
 - ② 学生委員会にて安全性等を確認の上、許可を得た活動についてクラブ・サークル単位での活動を認めます。
 - ③ 活動計画に追加・変更がある場合は、その都度「活動計画書」を速やかに事務局学務課まで提出してください。
- 活動希望日時や人数等が集中した場合は、感染防止のために活動計画の変更や中止をお願いします

る場合があります。

- また、新潟県外への移動を伴う活動については原則禁止します。活動上、どうしても新潟県外への移動が必要となる場合は、上記【申請手続について】に基づき、新潟県外への移動に係る活動計画書を提出してください。
- 地域を問わず、合宿や遠征を計画する場合は、移動中および移動先での感染リスク（移動手段、移動先の感染拡大状況、不特定多数との接触可能性、3つの密に該当する可能性等）を十分に検討し、感染リスクに不安を感じる場合は計画を変更・中止してください。
- 体育館を利用する場合は、本学が定める「施設利用ガイドライン」に従って、認められた範囲内で利用してください。
- 地域連携プロジェクトとして実施される地域での課外活動については、担当教員の指示に従って行ってください。
- なお、活動内容を問わず、大学から自宅待機や健康観察等を指示された場合は活動への参加を禁止します。
- その他、不明点等があれば事務局学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。

（2）指定強化クラブ・活動支援クラブの活動について

- 以下の手順に基づき、感染防止対策が十分に確保されていると認められる活動についてチームでの活動を許可します。

【申請手続について】

- ① 監督にて、感染防止対策を含む「活動計画書」を作成し、新型コロナウイルス感染症対策本部に提出してください。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策本部にて安全性等を確認の上、許可を得た活動について、監督の指示のもとクラブ単位での活動を認めます。
 - ③ 活動計画に追加・変更がある場合は、その都度、「活動計画書」を対策本部に提出してください。
- 地域を問わず、合宿や遠征を計画する場合は、移動中および移動先での感染リスク（移動手段、移動先の感染拡大状況、不特定多数との接触可能性、3つの密に該当する可能性等）を十分に検討し、感染リスクに不安を感じる場合は計画を変更・中止してください。
 - なお、『緊急事態宣言（県独自のものも含む）』が発出中の都道府県および『まん延防止等重点措置』が適用されている都道府県への移動を伴う活動は、原則禁止します。
 - 活動内容を問わず、発熱等の体調不良や「感染リスクの高い行動」などが確認されたことにより、大学から自宅待機や健康観察等を指示された場合は活動への参加を禁止します。

（3）アルバイト活動およびボランティア活動について

- アルバイト活動およびボランティア活動を行う際は、“新しい生活様式”に沿った感染防止に努めた上で実施してください。
- ただし、接待を伴う飲食業やライブハウスなど安全性を確保することが難しいと考えられる業種や“新しい生活様式”を実践することが難しいと思われる環境でのアルバイト活動およびボランティア活動は自粛してください。
- なお、業種や活動内容を問わず、発熱等の体調不良や「感染リスクの高い行動」などが確認

されたことにより、大学から自宅待機や健康観察等を指示された場合はアルバイト活動およびボランティア活動を禁止します。

- また、新潟県外への移動を伴う活動については原則禁止します。
- アルバイト先等で陽性者または濃厚接触者と確定された者が発生した場合は、速やかに事務局学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。
- その他、不明点があれば、事務局学務課（0254-28-9855）まで連絡してください。

8. 校内入構について

(1) 大学休業日の校内入構について

- 大学休業日は、学生および学外者の入構を禁止します。
- ただし、本学学生については以下の活動に限定し、管理監督者（教員・職員・監督等）が事前に所定の手続きを行うことで、管理監督者が帯同することを条件に入構を許可します。

【管理監督者の事前届出により入構を許可する活動】

- ① 指定強化クラブ・活動支援クラブの活動
 - ② 顧問（本学教員）が配置されている、学友会クラブ・サークルの活動
※ 顧問（本学教員）が配置されていない場合は入構できません。
 - ③ 教育・研究（卒業研究、ゼミ活動等）のための活動
 - ④ その他、管理監督者により学生の入構が必要だと判断された活動
- 上記目的により入構を希望する学生は、担当教員または事務局学務課まで相談してください。
 - なお、入構が許可された場合の滞在可能時間は16時までとし、滞在時間の延長は認めません。

(2) 本学学生・教職員の入構に関する注意事項

- 通学・通勤前の検温および「健康チェックシート」への記録を義務付けます。
- 37.5℃以上または平熱より1℃以上高い体温が確認された場合は、必ず事務局（0254-28-9855）まで連絡の上、通勤・通学を中止してください。
- また、発熱や咳などの風邪の症状、倦怠感、味覚・聴覚の異常など体調不良を感じた場合も、必ず事務局（0254-28-9855）まで連絡の上、通勤・通学を中止してください。その後の対応について指示します。
- “3つの密に該当する環境での滞在”、“同居家族を除く5人以上での会食”や“複数名でのカラオケ”、“大声での対話”、その他感染リスクの高い行動をした人との密な接触等、「行動チェックシート」に例示された行動や“感染リスクを感じる場面”に遭遇した場合は、速やかに事務局（0254-28-9855）まで連絡（※土日・祝日、勤務時間外など職員不在時はメール連絡）してください。詳細を確認・聞き取りの上、対応について指示します。
- 入構の際は、必ずマスクを着用してください。マスク未着用の方の入構はできません。
- また、入構時は以下に指定する入口にて“自動検温システムでの検温”および“消毒液での手指消毒”を都度行ってください。

【入構指定場所（自動検温システム設置場所）】

胎内キャンパス・・・A棟・K棟・J棟の各エントランス

新潟キャンパス・・・正面エントランス

- スクールバスを利用する場合は、マスクを着用（必須）の上、人との距離を確保し、会話を控えるなど、「スクールバス利用ガイドライン」に従って利用してください。

(3) 学外者の訪問について

<新潟県外から訪問希望の方>

- 本学では、新潟県を除くすべての都道府県を『感染拡大の恐れがある地域』として指定し、すべての学生・教職員に対して新潟県外との不要不急の往来を原則禁止するとともに、新潟県外との移動が必要な場合は事前の届出等のルールを設けています。
- 新潟県外から本学訪問を希望される学外者についても、WEB 会議システムの活用等、訪問を自粛いただくようお願いいたします。
- また「緊急事態宣言(県独自のものも含む)」が発出中の都道府県および『まん延防止等重点措置』が適用されている都道府県からの訪問はお断りさせていただきます。
- 特別な事情により来学を希望される場合は、必ず事前に事務局総務課（0254-28-9855）までご連絡ください。

<新潟県内から訪問希望の方>

- 事前にアポイントの上、ご来学ください。なお、土日・祝日、その他大学が指定する大学休業日の訪問はできません。
- 来学前は検温の上、発熱や体調不良を感じる場合は来学を中止してください。
- また、来学予定日の2週間前以内に新潟県外との往来があった場合は、訪問日程を変更する等、来学を自粛いただくようお願いいたします。
- 来学時はマスク着用（必須）の上、入口に設置された自動検温システムにて体温を確認してください。
- 訪問先を問わず、必ず事務局にお立ち寄りください。
- なお、多人数での訪問や感染リスクの排除が困難であると判断した場合は来学をお断りさせていただきます。

9. 学生の学内滞在可能時間について

(1) 大学休業日について

- 大学休業日は、学生の入構を禁止します。
- ただし、本基本方針の「8.(1) 大学休業日の校内入構について」で定める手続きにより入構が認められた学生については、学内滞在可能時間を 16 時までとし、滞在時間の延長は認めません。

(2) 『感染防止強化期間』について

- 5月24日（月）～6月20日（日）を対象期間とする『感染防止強化期間』については、学内滞在可能時間を 19 時までとし、滞在時間の延長は認めません。

(3) 上記（1）、（2）を除く授業実施日について

- 原則として、授業後速やかに帰宅してください。

- ただし、卒業研究等、滞在目的が明確な場合に限り、20時までの学内滞在を認めます。
- また、卒業研究のために20時以降も学内滞在を希望する場合は、「夜間学内の滞在延長申請書」を事前に事務局総務課に提出し、且つ指導教員が付き添うことを条件に22時までの学内滞在を認めます。

10. 図書館の利用について

胎内キャンパス図書館および新潟キャンパス図書室いずれも一部サービスを制限の上、以下のとおり開館します。

(1) 開館時間について

- [胎内キャンパス図書館] 9時00分～18時00分
- [新潟キャンパス図書室] 9時00分～17時00分
- ※ 大学休業日は図書館および図書室は閉館します。

(2) 利用人数の制限について

- [胎内キャンパス図書館] 30名
- [新潟キャンパス図書室] 7名

(3) 一部サービス等の利用制限について

- 長時間の滞在は避けてください。
- 視聴覚資料の視聴はできません。
- 学外者の利用はできません。
- 胎内キャンパス図書館のグループ学習室の利用は禁止します。

(4) 郵送での対応について

- インターネット申込による図書の郵送（送料は利用者負担）
- 事前問合せによる文献複写の郵送（送料は利用者負担）

(5) 図書の貸出期間について

- 2週間を貸出期間とします。
- なお、郵送サービスを利用した場合は3週間を貸出期間とします。

(6) 各種問合せについて

- [胎内キャンパス図書館] TEL：0254-28-9852（平日9時～18時）
- [新潟キャンパス図書室] TEL：025-212-3309（平日9時～17時）

以 上